

婦人之友

第四卷第三號

## 詳 告

本誌は、婦人教育及家庭教育、其他緊要なる各種の問題に關して、讀者相互の質疑應答を掲載す、但讀者の應答なき時は、記者に之に應ずるものとす。

本誌は一般讀者の寄稿を歡迎す。殊に家庭の日誌、各地に於ける婦人教育幼兒保育の状態、婦人問題、婦人兒童の遊戯、手毬歌、子守歌等に付きては、詳細なる報告を望む。但質疑投稿は、凡て左の規則によるべし。

一、用紙は、白紙二つ折、字詰は、半枚十行廿二字詰、體は楷書。

一、一事項毎に別紙を用ひ、別口に住所氏名を記入せらるべきこと。

一、原稿は、一切返附せざること。

一、封書の表には、凡て婦人と子ども投稿と明記せらるべきこと。

一、投稿にして、有益と認めたる時は相當の謝意を表することあるべし。

一、照回は往復はがき又は返信用切手封入のこと。

## 會 告

本會に御入會なされんとする方は、會則にある通り會費は一ヶ月金拾錢ですから、其割合で女子高等師範學校附屬幼稚園内フレーベル會へ向け何ヶ月分か纏めてお納めの上、申込まれると、雑誌は當會から無代價で御送附します。會員にならないで、たゞ雑誌だけ買って御読みになりたい方は、日本橋區本石町三ノ廿三金昌堂へ御注文下さい。一冊拾錢六冊前金五拾七錢十二冊前金一圓拾錢他に郵稅が一冊一錢づゝの割合です。

明治三十七年三月二日印刷  
同 年三月五日發行

複 製 不 許

發 行 者 東京市神田區西小川町二丁目一番地  
編 輯 者 東京市神田區錦町一丁目十九番地  
印 刷 者 東京市神田區錦町三丁目二十五番地  
印 刷 所 女子高等師範學校附屬幼稚園内  
發 行 所 東京市日本橋區本石町三丁目廿三番地  
發 売 所 東京堂・同東海信文合資會社・同北隆館  
昌

婦人と子ども第四卷第三號目次

卷首

子ども

生命の水

賢い答

象のお話し

室内お遊び

そろもんのちえ

福引き六つ

考へもの一つ

婦人と子ども

母の權威

婚姻の要件

氣管支加答兒の話

子供のふもぢや

禁煙のすゝめ

東

基

吉

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百十一

一百十二

一百十三

一百十四

一百十五

一百十六

一百十七

一百十八

一百十九

一百二十

●女子高等師範學校●女子學術講習會●那威國の割烹教授●新刊紹介●會報

黒澤登幾子傳補遺

下村三四吉

明治廿八年の大勝利割烹號外

石井治兵衛

皇室井泰次郎

和歌三首

讀人しらず

兜

田鶴子

和歌子兜

折にふれて外一首

田鶴子兜

和歌子兜

和歌子兜

和歌子兜

折にふれて

ひむかし兜

出征の前夜外三首

ひむかし兜

雪の梅

すみれ兜

よろこび

野口幽香

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

折にふれて

すみれ兜

雪の梅

すみれ兜

よろこび

野口幽香

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

折にふれて

すみれ兜

雪の梅

すみれ兜

よろこび

野口幽香

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

折にふれて

すみれ兜

雪の梅

すみれ兜

よろこび

野口幽香

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

折にふれて

すみれ兜

雪の梅

すみれ兜

よろこび

野口幽香

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

折にふれて

すみれ兜

雪の梅

すみれ兜

よろこび

野口幽香

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

折にふれて

すみれ兜

雪の梅

すみれ兜

よろこび

野口幽香

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

折にふれて

すみれ兜

雪の梅

すみれ兜

よろこび

野口幽香

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

折にふれて

すみれ兜

雪の梅

すみれ兜

よろこび

野口幽香

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

折にふれて

すみれ兜

雪の梅

すみれ兜

よろこび

野口幽香

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

折にふれて

すみれ兜

雪の梅

すみれ兜

よろこび

野口幽香

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

みみ子

折にふれて

すみれ兜

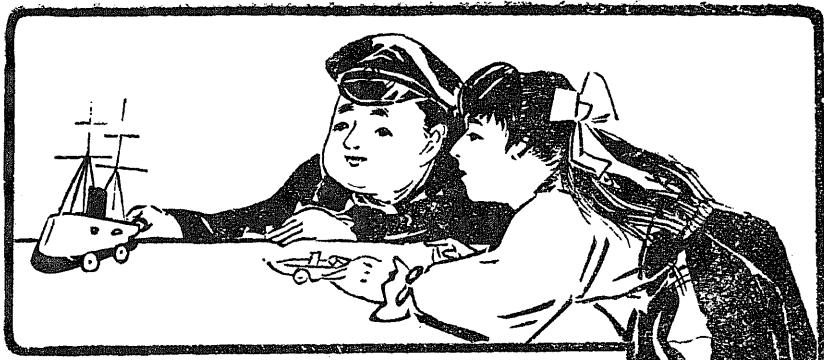
雪の梅

すみれ兜

よろこび

野口幽香

みみ子



# もど子と人婦

號三第卷四第

## 生命の水

やまとの翁

むかしく、まづある處に、一人  
の殿様がありましたが、ある  
時のこと、ひどい御病氣にな  
られて、もし、誰が見ても、と  
ても、助からないと思はれる



位の大病で、皆が大變心配をして居りました。

所が、此殿様に三人のお子さんがありますて、お父さんが、だん／＼とおわるくなつて行くのを見て、もー／＼悲しくて堪りませんから、或日の夕方、三人で、そーっと、裏のお庭へ出て、

そこで思ひ入り、泣いて居りました。すると、そこへ、一人の老翁さんが出て来て、なぜ、そんなに泣いて居るかと言つて尋ねましたから、三人口を揃へて、お父さんのが、病氣で、もー今に、死ぬかも知れないから夫で歎いて居るのだと答へました。

すると、其老翁さんが言ふには

『夫は氣の毒なことぢや、私が其病氣を助かる工夫を知つて居るから、教へて上げよ』

『エッ、病氣の助かる工夫ですって？

と、驚喜の餘り、三人一度に叫びました。老人はおちついて、  
『そーじや、先づ生命の水を一口飲むと、夫である病氣は、す  
ぐ直るのじや、けども、夫を探すのが、一寸六ヶ敷しいて』

と言ふかと思ふと、其老人の姿は、かき消す様になくなつて仕  
舞ひました。

僕は、常に信心する神様のお告げに違ないと、喜んで、三人は急  
いで、殿様の御病所に戻りました、夫から、一番の兄さんの太  
郎丸が、第一番に殿様に申し上げて、之からすぐ生命の水を取  
りに参りますから、暫らくお邊を下さいと願ひました。所が、  
殿様は中々宥して下さらない。

『イーヤ、

夫は危あぶい

から、廢あきなよ

すのが宜よ

からう、

己おのは、夫おの

よりかいつ

そのこと

死しぬるか

ら』

と仰おのづかつしゃるのです。



然しかし、太郎丸たろうまるは、強たがつて願ねがつて己おのみませんか  
ら、殿様とのさまも、夫程迄まへきに孝行こうぎょうなのならばといふ  
ので、と一ぐいちぐお宥なつしをくれました、然かし、  
皆さん、太郎丸たろうまるは、果たして、眞實ほんの孝行こうぎょうから  
生命いのちの水みずを取りに行ゆき  
たかったのでしょいか、  
い一え、そ一ではありません、太郎丸たろうまるは、こ一考かんがへました、



「もしも一番に己が生命の水をお父さまに持つて来て上げることが出来たならば、お父さまは三人の中で、第一に己を可愛がってくれるに違ない、夫から、なくなつた後では、すぐ己を取りにしてくれるにきまつて居る」

まあ、こんなよくない考を持つて居たのです。

さて太郎丸は、御殿をでゝ、だんく道を急いで参りました所が、途中で、一人の一寸法師(皆さん、よく御存じでしょ)、あとの小さなく小人のことです)に出遭ひました。不思議そーに、太郎丸を見て、

『まー、なんだって、そんなに急いで行く』  
と聞くのです。太郎丸は、馬の上から、じろく見下しながら

『なんだ、貴様は、一寸法師じやないか、一寸法師なんか、何を知つて』

と言ひ放つて、其儘、馬を進めて通り過ぎました。所が、其一寸法師といふのは、元來魔法使ひなのですから、太郎丸からこんなに輕蔑されて、大變に腹を立てゝ、よしく夫なら、今にひどい目に遭はせてやらうといつて、何か呪咀をしましたのでさー太郎丸の方では困つた。といふのは、丸つきり、道が分らなくなつてしまつたのです、行つても、行つても、道がだんく狹くなる許りで、終ひには、馬を進めるこども出來なければ、後に戻すこども出來ないで、とーく馬に乗つた儘、道のない所に立ちすくんで仕舞ひました。

こういふ事があらうとは知りませんで、殿様ば、今日か明日かと毎日く太郎丸の歸りを待つておいでゞしたが、いつまで待つても太郎丸の歸りがありません。すると一番目の次醫と申すのが

『お父様、今度は、私に生命の水を取つて參ることを御宥し下さいませ』

と申し出ました。然し、この次醫も、實は、眞實にいゝのではありますん、心中では『太郎丸はきっと何所かで死んだに違ない、すれば後は皆己の物だ』などと考へて居るのです。

始めは殿様は、中々宥してくれませんでしたが、次醫のたつての願に、そんならばといふので、とーく宥してくれました。

そこで。次齋は亦馬に打ち乗つて、御殿を出でゝ前に太郎丸が  
行つたと同じ道を通つて。何處をあてともなく進んで行きまし  
た所が、又や、前の一寸法師が出て来てまして、

『そんなに、急いで何處へ行く』？

と尋ねました。が。次齋も、太郎丸と同じ様な調子で  
『なんだ、貴様は、一寸法師じやないか、一寸法師なんかには  
用があるもんか』

といつたなり、見向きもしないで、駆けて行きました。すると、

一寸法師は、又腹を立てゝ、忽ち、呪咀をしましたから、次齋  
は又分らない道に、馬を乗り込んで仕舞つて、前へも後へも  
動くことが出来なくつて、全く太郎丸と同様に、馬に乗つたな

り立ちすくんだ儘、動けなくなつて仕舞いました。

御殿では、こんな事とは知りませんで、殿様が、毎日く次簷はくといつて、歸りを待つて居ますが、一日立つても二日たつても歸つて來ません。二人が二人まで、まし、どうした事だかと、歎いて居られましたが、三番目に、一番末の弟の三郎といふのが

『今度こそは、是非、三郎を遣つて頂戴』

といつて、中々聞きません、殿様は、もし、太郎丸と、次簷とに、こりくして居ますから、『どうして、此上、三郎までやつて墮るものが、己は夫よりか、いっそ死んで仕舞ふから』といつて、中々宥してくれませなんだが、『どうかく』といつて、し

きりに三郎が願いますから、『では、致し方がない』といつて、と  
一くゆるしてくれました。

そこで三郎は大喜びで、すぐ支度をして馬に乗りました。固よ  
り、生命の水は、何處にあるのか、どう行つてよいのかも知ら  
ないのだけれど、何てもたゞ思ふ方へくと遣つて行けば、終  
には目的を達することが出来ると考へて、ずんく進んで行き  
ました。所が、途中で又例の小人が来て、前と同じ様に、どこ  
へ行くと尋ねましたので、三郎は、馬を止めて

『三郎』オー、誰かと思つたら一寸法師さんか、私は、これから、生  
命の水を取りに行く所だ、お父様が御病氣で危篤なんだから、』  
『す』ふーむ、なる程然し、三郎、お前は、其水の在る所を知つ

て居るのか

三郎『イーエ、

實は夫を知ら  
ないから困つ  
て居るので』

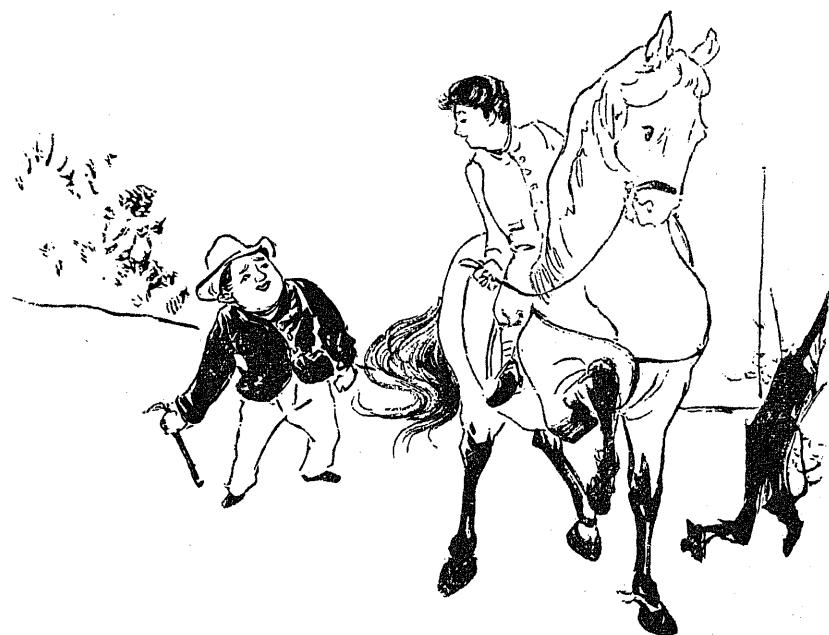
一寸『ハー、夫

じや仕方がな  
い然し、待て

よ、お前は、

今迄の二人と

違つて、中々



十二  
丁寧だから、

己が一番、其

水の在りかを  
知らせてやら  
う、こうだ、

其生命の水は

な、此山奥の

魔城の中庭の

泉から流れ出

して居るのだ

然し其城の中

へは、誰も入り込むことが出来ない、たゞこれだ、この鉄の杖と、こゝに二片の麵麪がある。これさへ持つて行けば、大丈夫だ』といつて、自分の持つて居た鐵の杖と、袂から、麵麪を二片取り出して、夫を三郎に呉れて、

『この杖で以て、城の鐵門を三度打つと、門の扉が獨り手に開くのじや、門の中には、獅子が二匹大口を開いて居るから、其麵麪を一片づゝ其口の中へ投げ込んでやると、二匹とも靜まつて仕舞ふ、それから、大急ぎで、其生命の水を酌んで、十二時が鳴つて仕舞ふ前に出て來んければいかぬ、十二時打つて仕舞ふと、鐵門が閉ぢて、もーそれなり、お前は出られなくなるから』といつて、丁寧に、教へてくれました。

賢い答

十四

むかしある處に、一人の少年がありまして、どんな六ヶしい問でも、譯もなく甘く答へるとい

ふので、大變名高くなりまして、遂には其の評判が殿様のお耳へはいりました。

そこで、或日のこと、殿様は、この少年を前に召して、

「ハ、お前じやな、どんな六ヶしい問でも、答へて見せるといふのは?

少年 恭しく

『御意にござります

』夫では、此方が今三の問をかけるから、夫を即座に甘く答へて見せれば、これから後お前を此方の子にして遣はすがどうじや

『これは、あうがたい仕合せにござります、して、其三の問と仰せられるは

『先づ第一番がかうじや、海には何滴の水が在ると思ふか

』ハツ、夫ではまことに恐れ入りますが、私が海の水を勘定して仕舞ふまで、暫くの間地面の水が一滴も海へ流れこまない様に、又空から一滴の雨もこぼれ落ない様に、殿様の方でなさつて下さいますれば、確に其の答を致しましよう。

『では、第二番の問がこうじや、空にはどれ程星があらうな

すると、少年は

『どうか大きな紙を一枚頂きたいもので』

と申し上げて、大變に大きな紙を貰つて、さて其紙面に針で以て數知れぬ程細かい孔をついて、誰

も見た許りて目が、チヨロ／＼する位、とても數

へ切れない位にして、さて申し上ますには

少／＼まづ、空には、丁度此紙面についた孔位の數の星がありましょー、さあ、何方か来て、此孔を御勘定なさい

といつたが、誰も數へて見ようとする者がない、

そこで、殿様は

『では、第三番の問がこうじや、「永久とは何秒間

のことか

少年』ハツ、夫はかようで、こゝから遠い／＼所の或國に、金剛石の山がありまして、其高さが一里、幅一里、にして深さも一里あります、所が、千年目毎に一羽の鳥が飛んで来て、嘴で以て此山を啄いて居ります、そこで、此山が、其爲めにすつかり啄き崩されて跡なくなつた時が、即永久の

第一秒時が過ぎた時なので……』

殿様は、斜ならず感心して

『ウン、さて／＼、お前は聞きしに勝る豪い奴ぢや、此方の問を三ながら答へたからには、約束通り、今からこの方の子にしてやらうと仰つて、どう／＼此少年は殿様の子にして貰いましたとさ。めでたし／＼

### 象のお話 (一)

上野の動物園には、大きな象が、片足を金の鎖でく／＼られて、象小屋の中にじつと縛られて居ます。淺草の花屋敷では、象が、番人の號令に應じて、碁盤乗りや、喇叭吹きや、ふ辭儀などします、こんな所を見ますと、形こそ、あんなに無格好に大きいですが何如にも無邪氣で、可愛い、動物であ

りませんか、今から、ちつと許し、象のお話をさせて下さいまし。

象のお家は、どんな所

かと申しますと、まず、

こんもりと茂つた、深

い森の中で、亞細亞と

亞弗利加とに居ります

る、先づ亞細亞の中で

一番澤山に居る場所は

セイロンといふ美しい

島なので、此島には、

夫は／＼大きな茂つた

森が澤山ありますて、

國が一體大變に熱い所ですから、大きな木が天

までもとく程も高くつて、夫に木の葉がいやが

上にも茂つて、森の中は晝でも丸で、眞闇です、そして、其中には、何千匹とも知れぬ象が住んで

居ますので、

一體象は、深い森の日

蔭がすきなので、いつ

でも冷しい所、冷しい

所とよつて歩いて居ま

す、そして其處へくる

と、じつと立つて、あ

の大きな兩耳をバツタ

／＼と動かして、囁

を追つて居ます、時に

は、鼻で以て大きな木

の枝を引きちぎつて、夫を扇にして、あふいで居るのです。



象は又、水浴が好きなのですから、時に池や河の邊りへ来て、あの鼻を伸ばして水を吸ひ上げては身體中へ吹きかけて居ます。

象の食物は、其森の中に出来る菓物なのです、夫から、若葉とか、柔な木の枝なども食べます、だから、自分の家には、澤山な食物がありますのに、夫で許り満足はしませんで、時々烟へ出て来ては、作物を荒らして困ります。

丁度、米が黄色になり、玉蜀黍がふいしそうに熟すると、夜に入つて象が畠へ荒れ込んで來ます、あんな大きな奴だから塘つたものでない、垣根をぶつ壊す、作物を履み蹠る、そして腹一胚食つて歸つて行くのです、翌朝になつて見ると、畠にはもう何も残つて居ません。

森の中で、象の群の進軍する風が面白い、眞前に

一番年とつた象が進んで、子象とお母さんの象とは、隊の眞中の一番安氣な所に置く、そして、皆で以て大層な音=木の枝などを履み折り、履み躡る音=をたて、進んで行きます、もとより象は生れついて音なしの動物ではありますか、こうして、隊を組んで進軍する時には、中々容易なこつて、之を攻撃するなんてことは出来ないです。

亞細亞では象を生捕つて來て、夫を馴らさせて仕事に使ひます、骨では亞弗利加の象も馴らせた事もありまして、戦争の時などは、兵隊が象に乗つて戦つた事などもあります然し今日では、亞弗利加象は、あの象牙が價がします所から、其爲に、狩られて居ります。

## 室内おあそび

## (十二) 指環さがし

先づ、細長い紐の兩端を結んで圓い環にして、その中に誰かの指環を通して居るので、さて、六七人の人が圓く並んで其紐にすがつて、兩手で絶えず其紐をしごいて、そして、其中の指環を見えない様に次から、次へと送つて居る、探し人は、其紐の真中に這入つて居て、今指環が、この人ならこの人の手に來たと思ふと、不意、其人の兩手を捕へて見る、當つたら、見附けられた人が代つて探し手になるのです。

## (十三) 煙管のかざわて

自分は目を閉て居て誰かに、煙管の雁首でも、吸口でも、眞中でも、どこでもいいから、指でちょ

いと觸らせて、さて目を開けて夫を嗅ぎあてる法があります。皆さん御存じですか。

これは別に六ヶしいことも何もないのですが、ただかぎ當てるのに一人相手が居るのです、即ち自分が先づ目を閉ぢて居る、すると誰かが例令ばAちゃんが煙管の吸口なら吹口を触はるとする、すると夫をB、ちゃんと黙つて見て居て、さて、よしといつて、自分が目を開けて嗅ぎ始める、然しこう嗅いだつて、ただ夫丈なら分らう筈がないのですが、そこには、ちゃんとBちゃんが、手品をして居るのです、よく見ると、Bちゃんは、一本の筆を持つて居て、何氣ない風をして、柄の尖をいちつて居て、今のは吸口だ吸口だと、無言で知らせて居るので夫を見て、自分は、どうもこゝがくさい吸口を触つたのだと嗅ぎ當るのです。

だから、最初Bちゃんと内しようでよく約束をし  
て置かねばなりません、若しAちゃんが、煙管の  
真中を觸つたら、Bちゃんは筆の真中をいちつて  
居るし、雁首だつたら、筆の穗の所をいちつて居  
る様にときめて置くのが必要です、但しBちゃん  
は他の人種を見られない様に、よほど甘く分ら  
ない様にやらねばなりません。

## そろもんのちに

(その二)

又、ある日のこと、そろもん王の所へ、二人の女  
がやつて来ました、見ると、二人とも生れてあま  
り月日もたらない様な赤子を抱いて居ます。然し  
一人の女の抱いて居る方は、生き〜して、實に

可愛い、赤兒ですが、一人の女のは、なま〜し  
い赤兒の死骸なんです。

さて、二人の女は恐る〜、王の前へ出ました  
が、死骸を抱いた女は、先づ涙にうるんだ聲で申  
し上げますのは

『王様、私と此女とは、一つ家に住んで居まして  
同じ日に同じ様な赤兒を生みました、そして、二  
人とも同じ様に育て、居りました所が、昨夜、此  
女の生んだ赤兒は急に死んだんです、私は夫を知  
りませんで、私の赤兒を抱いて寝て居ました所が  
此女は、夜中にそーつと其死骸を私の寝床の中に  
入れて、そして私の生きた赤兒ととり代へて行き  
ました。朝になつて、眼が覺めて見ますと、私の  
床には赤兒の死骸が這入つて居ます。驚いてよく  
見ますと、それは、此女の赤兒でしたから、此女

に言つて取り代へようとしても、どうしてもそうでないと言つて聞入れません。王様の御威光でどうか、宜しくお諭しを願ひます。』

前程から黙つて聞いて居たも一人の女は、此時、恐ろしく怒つて叫び出しました。

『まー、盗人猛々しいつて、あんな事を言ふ、王様、此女の言ふことは、皆嘘です、全く夜中に寝入つて居る中、自分の乳で死なせて仕舞つたのです、そして置いて、私の死んだ兒と取り代へたなど、とんでもない恐ろしい事を申し上げるのです、ハイ、私の赤兒は、始めつから此通り生きて居ました。王様の御威光で、どうか宜しく御裁判を願ひます。』

『いーえ、嘘ですー、この女の申した事は皆嘘です、私の赤兒は生きて居ましたので』  
『あんな事を言ふ、死んだのが此女ので』

『いーえ死んだのが』

こんな風に争つて居ますので、どつちが、どつちだか、容易に判断がつきません、王様はどうなさるかと、家來共は皆肩唾を飲んで控へて居りますと、王様は徐かに、近習の者に向つて

『剣を持て』

とお命じになる、近習は畏まつて、剣を持つてきますと、

『あの生きて居る赤兒を眞中から二つに切つて、半分づゝ、此女どもに與へてやれ』  
『ハツ』と言つて近習は、すぐ彼の可愛い、赤兒を

こういふと、今度は又、片一方の女が承知しません、

女のかから取り上げて  
片手に片足を持つて、  
倒さにぶら下げ、片手  
に剣を抜いて、あはや  
眞二つに切り下げるやう  
としました、其瞬間に  
『あゝ、申し、一寸』  
と叫びながら、彼の死  
児を抱いた女は、いき  
なり近習の手にすがつ  
て、

『そんなに情けない事  
をなさるのならば、も  
う私は要りませんか  
ら、どうか其子を此女を

に呉れて下さいませ』  
といつて、丸で氣でも  
狂ひ相な顔附をして止  
めようとしました。  
然るに一方の女は、落  
ちつかはらつて、『どう  
せ仕方がござりません  
ければ、たゞ王様のな  
さる通りにして下さい  
ませ』

といつて居ます。  
そこで、王様は、  
『よし分つた、赤児を  
其死児を抱いた女に取  
らせよ』



と御裁判を下すつて、彼の悪い女は、ひどい罰に遭いましたとの事です。

二十二

● 福びき

題品物

答

谷間の鶯。

切手

はるを待つ。

洋行

靴下

西洋のたび

生意氣書生

巻煙草

末はハイカラになる

氣儘娘の母親

砂糖袋

甘いおふくろ

怠け者

筆

さきでくろうする

(六)(五)(四)(三)(二)(一)

金魚の御馳走

筆と墨

ふですみ

● 考へもの一つ

自分が手に入れる前に自分から取られるもの

はな——に?

河と海

ある時、あまたの河々が連合して、海に次の一  
なぎろんをもちこみました。

われくが、海にながれこむ時は、あんなにきれ  
いな水だのに、海へきてから、まるで、しほから  
くて、のめなくしてしまふのはどういふ譯か?  
すると海は、次の様に答へました。

夫では、私の所へながれこまないがいいでしょ  
う。

## 婦人と子とも

## 母の權威

昔から、家庭の教育には父嚴にして母慈といふ事を申しますが、父の性質は自ら嚴、母の性質自ら慈愛に富むものですから、子供を育てるに、この通り行くといふことは、まことに自然に合つた正しい道であるに違はありません。子供を教育します第一期に於ける身體の注意は、どうしても深き母親の慈愛の手でなければ、とても届きませんまい、又人間の人間たる美しい優しい温かい情の育成といふもの、これも亦直接に母の温情慈愛に浴することに由りて出来るもので此時期に於ける母の慈愛といふものは特に最も必要であります、さて此間にあつて父の威嚴は、一方に於て子供に品性の鞏固、意志の獨立、



理性の明晰などいふ部分に感化を與へるのでありまして、要するに此父の威厳と母の慈愛といふものはどうしても其一を缺くことの出来ない所の主要なる二つの勢力であります。

然しそ所謂父の威嚴といふのは、たゞ無闇と子供を恐がらすのでないと同じ様に、母の慈愛といふものは決して子供を甘やかすのではありません。子供を甘やかすといふのは、夫は姑息の愛と申して子供の先の爲めもなにも考へずに、申さば一時的の愛を施して行つてたゞ子供の機嫌を取つて行かうといふのでありますからこういふ風な愛し方は、教育上甚だ面白くないといふことは、言はずとも明であります。が、所謂母の慈愛といふものは、この姑息の愛と違つて母の權威といふものが沿ふて居なくてはなりません。

大抵のふつ母さんたちは、勿論姑息の愛は教育上面白くないといふ十分明な考を以て、教育して居るに違はありませんが、然し、子供に對する母の權威といふことを十分明に自覺して愛して居られませうか。お父さんには恐れ入つて居るが、大きくなるに従つて、兎角おつ母さんを侮るといふのは現在我國の家庭教育では極めて通例なのであります。

お父さんのおんの在る所では謹んで悪戯はしないが、おつ母さんの前では憚らないといふでは、教育上の不統一之より甚しきはありませぬ。既にこういふ具合であつて見ますると、大抵のふつ母さんは、果して姑息の愛には陥つて居らぬといふことが出来ませうか。又母の權威を十分自覺して子供を愛して居ると

いはれませうか。

子供を愛するのは、たゞ犬や猫を愛するのとは譯が違つて、之に十分の權威が伴はねばなりません。然るに、多くの母は、日常子供に向つて、丸で自分の權威の皆無なことを告白して居ます。悪戯をして居る子供に向つて

『坊や、そら今にお父あんが來たら叱られますよ』といつて見たり

『早く廢さなければ、お父あんがふ歸ったら、言ひ付けますよ』

など言ふ類の言葉は、絶えず母親の口から瀝れる所であつて、夫を聞く所の子供は、夫で以て或は其悪戯は已めさせう、然し、夫は母の權威で以て已めさせたのでないからして、子供は全時に、母は獨立しては、己を制裁する力がないものだといふことを認知します。ですから、此の如き類の威し文句は、結局、母が子供に對して、權威の樹立つて居ないことを告白して居るのであります、若し子供の所作が、果して禁ずべき悪戯であるならば、此の如きことを言ふまでもない、斷然母の力で禁しなければならぬ夫が即ち慈愛に伴ふ母の權威であります。

又次の様な言葉も、屢々母から聞く所であります、即ち母が他人に向つて、子供のことを

『どうも、我儘でござりまして、一向私の手に負へませぬ』

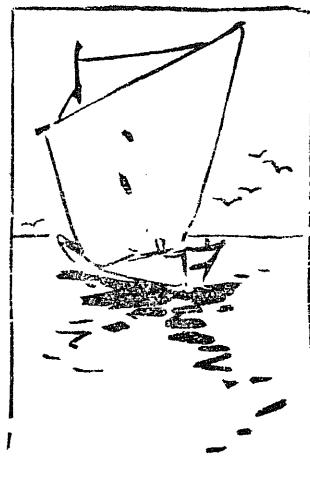
『もう、私はとても駄目です、私の言ふ事などとても聞かないのですから』

一角、我子の自慢の積りで言ふのではありませうけれど、側で聞いて居る子供に對しては、確に、母といふものは、子供に向つて一向無勢力なものだといふことの感覺を與へることになるのであります。よく注意して觀察しますと、此様な實例が到底數へ切れない程あらうと存じます。子供が母を輕く見たり侮つたりすると申す譯は、決して母が父よりか劣つて居る者だなどいふ考からくるのではありませぬ。勿論、考のない父が、無闇と、子供の側で母を輕蔑する様なことは、夫は、子供に母を輕蔑する手本を示すので、これは論外であります。實際は、母たる人が、自分は子供に對して到底權力のない者で、叱つたとてとても自分等の言ふ事などは聞くものでないと思ふ所から、言葉を代へれば、母たる者の子供に對する權威を確認しない所からだと考へます。

勿論、母の權威といふものは母の堅固な道徳、母の確實な見識から涌出で、來て、夫が自然に子供の心に深き崇敬の情を起させる所にあるのでありますから、此點から考へて、母たる者に十分な教育が必要となるのであります。

昔、羅馬の國が希臘を征服する以前に於きましたは、家庭教育に母の勢力の偉大なことは、實に驚くに堪へた位でありました。從つて、當時羅馬の教育の功果は頗る見るべきでして、英雄偉人の歴々として輩出したのは、實に之が爲に外なかつたからであります。

婚姻の要件



谷川清

婚姻の要件を區別致しますると次の七ヶで御座ります、

- 第一、當事者の共諾、
- 第二、當事者の適齡、
- 第三、前婚解消又は取消、
- 第四、當事者の無縁故、
- 第五、當当事者の品等、

**第六、尊屬又はこれに變るべき者の同意。**

**第七、婚姻の方式、**

以上七種の要件を一々説明致しますれば、

**第一、當事者の共諾、**

婚姻は當事者たる男女の共諾に由つて成立致します。已上は、其の共諾は即ち婚姻の基礎であります。苟も之れを欠缺致しますときは其の原因の如何に拘はらず婚姻は當初より成立せないと云ふことは改めて申すに及びませ

ん、而して當事者の共諾には第一に婚姻の意思わりたること、第二に其の表示ありたること、第三に意思と表示との一致すること、第四に意思表示は任意に爲したことなどを必要と致します、

**第二、當事者の適齡、**

凡そ私權の行使に付きますては其の年齢に因りまして成年者と未成年者とに

區別致します、其未成年者をして自から私權を行

使致すことが出来ないものと致しましたる已上は

婚姻を爲すに就ても別段年齢上に制限を設けず一

般の制限に依るべきは當然の様でありますけれども婚姻の適齢と肉體の發達とに大なる懸隔がありまする時は從て情慾を制することが出來ません、

其結果は風俗を紊乱するの弊害を生じます、それ故に諸國の法制は皆婚姻を致すことに付きまして

普通私權の行使とは年齢の制限を特別に致して置きます、今英、米、佛、獨、の四國の法律を参考致しますれば、何れの國も皆二十一歳を以て成年と致します然し婚姻に付しましては英國は男十四歳女十二歳、佛國は男十八歳女十五歳、獨國は男二十歳女十六歳、米國は各州年齢の程度を異に致して居ります、我國は從來の慣例を參照致しまして婚姻の成年を男は十七歳女は十五歳と定め民法七百

六十五條に擧げて御座ります、

抑も婚姻を爲すに付き年齢上に制限を設けて置きますのは、年末だ若ければ從つて思慮深からず或る一時の情慾に迷ひ前後をも顧みずして無謀の状態に陥落するといふ憂が御座りますからです、又二つには相當の年齢に達したる者にあらざれば肉體の發達も充分ならずして不完全であります、爲めに其間に生しまする子供は體軀虛弱であつて其の害毒は延ひて子々孫々に迄及ぼし終には社會全般の人類をして總て虛弱性たらしむるの結果を生じないとも限りません、然らばなせ婚姻の適齢を普通の成年と同一にせざるかと申せば前述の弊害を恐れての結果でありませう、然し眼を一轉致しまして他方より觀察を下します時は法律は果して婚姻に向つて斯く年齢を制限するの實際上に必要

ありや否疑ひなき能はすです、蓋し人間普通の状態に照しますれば通常法律が定めましたる婚姻の適齡以内に於て婚姻を致しますが如き者は法律の制限なしと雖も實際上甚だ稀であると云ふことは統計上明白なる事實であります。

第三前婚の解消又は取消 近世の法理に於ては婦女子を以て財産視致しまする觀念が廢滅に歸しました、又統計學者が男女の數は略ば同一であると云ふ事を證明するに至りましたる結果、婚姻は一夫一妻に限りて成立致さしめるの適理であることを知覺しましたるのみならず、一夫にして數妻あるときは婦人の權勢を減失し并せて男子の氣力を衰弱せしむる等の弊害あると發見致しまして後ち遂に歐米文明國の法制は苟も前婚の現存する已上は後婚を以て民法上有效のものと致しませ

ぬことは勿論、刑法に於て其之を重婚罪と致しまして刑罰を科する様になりました、我現行刑法にも第三百五十四條に重婚を爲したる者は六月以上二年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加することに規定してあります、又民法には前婚の現存せる已上は重ねて婚姻を爲すことを不得ざるものとなしてあります、即ち婚姻は一男一女の結合であると明示致してある譯です、本來我國には佛教の渡來以來妻帶禁止の説を唱道する僧徒がありまして其の僧徒中には間々一生の間妻帶を爲さずして終るものがありました、幸にも一夫數妻或は一妻多夫の惡制を輸入致しましたる者はなきにや斯る慣例の存在したるが如きことは更に歴史上に證明せられない様です、唯蓄妻のとをに至りましては古今を問はず盛んに行はれ又現に行

はれつゝあるは吾人の目撃致しまする所でありま  
す、而して有妻の男が別に妻を蓄ふるは其實狀に  
於て生ずる結果は毫も重婚と異なる處はありませ  
ん、然し公然の婚姻に因るものにあらざれば從來  
の慣例上之を默許に附し去るのでありませう、  
蓋し事情不得止とでも申すので御座りませうが實  
に醜態の極であります、妻の方は前婚の解消又は  
取消の後相當の期間を経過致さなければ再婚を致  
すことを許しません、是れは各國共普通一般に行  
はれて居ります、蓋し之を許しますときは再婚後  
に生れましたる子供は果して前夫の子供なるか將  
た又後夫の子供なるか之を判然致しますのに困難  
であります、然れども一度此條件に違背して再婚を致  
したる後は、之れを無効たらしむるが如きことを

しても啻に一家の混雜を招くに過ぎずして最早血  
統の混合を防止すること能はざるが故に諸國の法  
制及我民法は單に之れを取り消し得べきものと致し  
て置きました、而して再婚を致すに前婚の解消又  
は取消の後六ヶ月の経過を必要と致しますは、懷  
胎より分娩に至るまでの最短期を探りたるもので  
あります、分娩の最短期を探て再婚の制限と致し  
ましたは血統の混亂を防ぐに充分であるからです  
例へば明治三十六年一月一日に前婚解消し續て七  
月一日に再婚致しましたとせんか萬一十二月まで  
の内に子供を生んだならばそれを前夫の子供で  
あると云ふことは明白であります、蓋し再婚後六  
ヶ月を経過致して居らないのに起因致します、之  
に反して本年の一月に至つて子供を生んだならば  
其子供は後夫の子であると云ふことは更に申すに

及びません、何となれば前婚の解消後既に十二ヶ月を経過致して居りますから御座ります、注意迄に一寸書き加へますが女が前婚の解消又は取消の前より懷胎致して居りました場合には其分娩の日より此制限を適用致しません、蓋し其時より血統の混亂を來たす憂なきが故であります。

### 氣管支加荅兒の話

S<sub>1</sub>, S<sub>2</sub> 生

氣管支加荅兒は、隨分多い病氣で、從て其種類も種々あります。茲には主として、急性氣管支加荅兒と、慢性氣管支加荅兒とに就き、御話致しませう。

### 急性氣管支加荅兒

原因は多くは感胃より起るので、冷たい濕りほ

い空氣を吸つた爲めに、それが氣管の粘膜を刺戟し、粘膜の表面は赤くなり、膨起して其粘液分泌が増加します、即ち其部に加荅兒を起すに因るで、同時に咽喉加荅兒併發することが多い、普通軽度の場合には、加荅兒は大低氣管と氣管支のみ止まり、毛細氣管支には波及致しません時に氣管支加荅兒は、煤煙塵埃、有害の瓦斯などを吸入したる爲め、起ることがあります、例令は、織物工場製藥工場の職人、石炭運搬夫などは、これに罹ります、其他急性傳染病、例令ば麻疹百日咳「インフレンザ」「デフテリア」天然痘の時にも起り、又重もき病氣で、身體全体が衰弱した時にも起ることがあります、急性氣管支加荅兒は、大低春又は秋の如き氣候の變はり易い時に多く發し、貧血の人は無論のと、強壯の人をも襲ふことがあ

りますが、然し何れかと云へば、小兒や老人に來ることか多いのです、儲て其の症候として起るのは、先づ第一に咳が出る事です、咳は多い事もあり少無い事もあり、其場合により一定しません、若し氣管が、強い加答兒に罹つた時には、首又は胸骨の上部の邊に、傷を受けた様な感がして、咳をする毎に痛が加はります、其他咳と共に痰が出来ます尤も咯痰の性質は一様でなく、時により粘々する痰が、少し出ることもあり、時によりては、あまり粘力なき痰、乃至は粘りつ濃い膿の様な痰が出来るもあります、氣管支加答兒が劇しき時か、又は飲酒家が之に罹つた場合には、痰の中に血が混じて出ることすらあります、又病氣が劇しくなれば、呼吸が困難となることがあります、全體症狀は、輕度の時には左程の

事はなく、重もき場合には、氣分が悪くなり、食物が減退し、可なりの發熱もあり、頭痛がします、熱は殊に夕刻になれば昇ります、殊に小兒にては三十九度以上になることは少なくはありません、咳が劇しければ咳をする度に頭痛が甚しくなります。

以上は、急性氣管支加答兒に就て、一般に述べたのですが、元來輕度症の時には熱はあることもあり、又は全く無き事もある位ですが、痰は澤山に出来ることがあります、大低氣分が少し變なのと、咳嗽と咯痰とがあるので、氣が付きます、此時に適宜の手當をすれば、數日長くとも一週間で癒ります、又病氣を軽んじて手當を怠り、又は推して寒い所へ出たり、兎に角用心をしなければ、久しきに至つても癒らず、遂に慢性となるの

であります、又重症の時には、前述の症候が、すべて激しく來るので、即ち高度の熱が四五日以上も續き粘力の強い膿の様な痰が出で、又は粘り氣の少ない痰が出ます、加苔兒が氣管支にのみ止まらず、毛細氣管支に及べは所謂毛細氣管支加苔兒で、呼吸困難を覺ゆ、呼吸は早くなり、咳が劇しくなりそれと共に痰も出て來ます、殊に注意を要するは小兒の毛細氣管支加苔兒であります、小兒には、氣管支加苔兒は、動もすれば、毛細氣管支加苔兒になり易く、殊に虛弱貧血の小兒、又は初めで齒の生へる頃の小兒に於て、最も此傾向があるので、これに罹つた小兒は、咳が出来る事と殊に泣く時にそれが劇しくなるので判ります、痰は小さな小供には出ません、これは痰が咳と共に出で来るのでですが、それを吐き出ださず、直ちに呑み込

んで終ふからです、殊に此際著るしいのは、呼吸が早くなる事で、重態の時には呼吸が不規則になります、呼吸困難の證として、呼吸の度に鼻翼が動き尚ほ甚だしきに至つては、十分呼吸が出来ぬ様にされば、吸氣の時、胸の下側部が凹陥します、其上面は血色を失つて眞青になり、遂に氣絶します、此の時は單に毛細氣管支加苔兒のみでなく、既に肺炎が加はつて來た證據です、此間患兒は、常に熱度高く、四十度又は其の以上にも達することがあります、で、此病氣は、少なくも二三週間又は其以上も経過せねば癒はりませんが、特に營養不良の子供では、一は衰弱により、一は呼吸が不規則となる事により、悲しむべき最後を遂ぐるに至ります、殊に麻疹百日咳「ジフテリア」等に併發す

る氣管支加答兒は、動もすれば毛細氣管支に波及し、遂に肺炎を起し易いものでありますから、用心にも用心を加へなければなりません。

**豫防** は一言以て之を蔽へば、上述の原因を遠ざける事が第一であります。氣管支加答兒に罹り易い者は、成人にせよ小兒にせよ、あまり外界の温度の變化に影響を受けぬ様、皮膚を強固にする療法として、軽度の時には、單に食物に注意し、且身體を冷却せぬ様にし、若し熱があれば、裸に就かねばなりません。急性氣管支加答兒には發汗法が最も妙なので、白湯、玉子湯等の如き飲物を多量に取り、盛に發汗を促がすのです。若し痰が粘り強く、吐き出すに困難の時には、多量の飲料を取れば効が益多い譯です、其他亦吸入法

を行ふても宜しい、これはあまり効力も有りませんが、若し空咳で痰が出悪くければ、吸入器を用ひて水蒸氣又は一乃至二%の食鹽溶液を用ひ吸入するのもよい、若し甚だしく胸が痛み、又は胸が苦しければ、胸に琶布を當て温むるもの効があります、もし又痰が非常に激しく、胸苦しくて安眠が出來なければ、醫者に就き鎮咳剤を請ひ、もし又咯痰が困難なれば、祛痰剤を用ひねばなりません、又温湯に入り身體を温たむる事も時に効力がありますが、其際特に湯醒をせぬ様注意すべしは勿論です。

小兒の毛細氣管支加答兒にては、重態の時には、温湯に浴せしめ体を温むるもの中々有効で、痰の吐出を容易にし、時には肺炎となるを防ぐの効があることの事です、又木綿布を温湯に浸たし、よく絞

ばかり、それを患兒の胸に纏ひ、其上を乾いた毛布などで被ひ、温むるも効があります、其時は小兒の兩手は布で縒まぬ方が便利でよい、勿論此時布が乾けば時々更に温さねばなりません、其他虛弱の小兒には、滋養に富める消化し易い食物を與へることが必要で、場合によりては、小量の葡萄酒を與へることもよいのです。

若し老人が此病氣に罹つた時は、先づ滋養物を與へて其氣力を付けることが第一で、喉に力がなく痰が出悪くければ、祛痰剤を與へるの必要があります、又湯に入りて体を温めるのも効がありますが、あまり熱き湯に入ることは避けねばなりません。

## 原因

慢性氣管支加苔兒

慢性氣管支加苔兒は、不知不識の間に起

ん

症候

も急性氣管支加苔兒と同じく、喀痰、咳

嗽、呼吸困難であります、喉は通常日中よりも、

朝、晩又は夜間に劇しくなります。多くの場合に

ることもあり、又稀には、急性氣管支加苔兒が慢性的になる事があります、急性氣管支加苔兒を起すと同様の原因が、繰返へし繰返へし度々氣管支に働く時にも、これを起しますが、殊に絶えず塵埃などを吸入することにより、起ることも少なくはない。從て此病は、粉類を取扱ふ人、石工織物職工、石炭運搬夫等に多く見所です、元來慢性氣管支加苔兒は、成人や老人に多いのですが、小兒には百日咳麻疹などの後に起ることがあります、若し此の如き小供に手當を施さず放擲し置けば、成人して迄も病氣が癒らず、害をなす事すらありとの話です。

は、空咳で少許の粘力の強い痰が出るのみで、咳をする時に随分苦しい、これは乾急性氣管支加苔

結核心臟病の如き、恐るべき疾病を釀すことがあります。

兒と稱し、中々頑固で、一年以上も癒らぬ事があります、又それとは異り、薄くて粘力の少ない痰が、而も随分多量に出ることもありますが、其時は咳をするに骨は折れません、これを氣管支漏と申します、又咳が三十分乃至一時間位出でては止み、止みては出で、即ち發作性に起り、泡沫狀の流動し易い痰が出で、殊に發作の間には呼吸をするのが苦しい、これは濕性喘息と申します、此等慢性氣管支加苔兒は、隨分療り難く、療つたと思は暖かい時候には割合に氣分も宜しいが、秋より冬に掛けて、病勢が加はることが通常です、若し此病が半年も一年も續く時は、其結果、肺氣腫肺

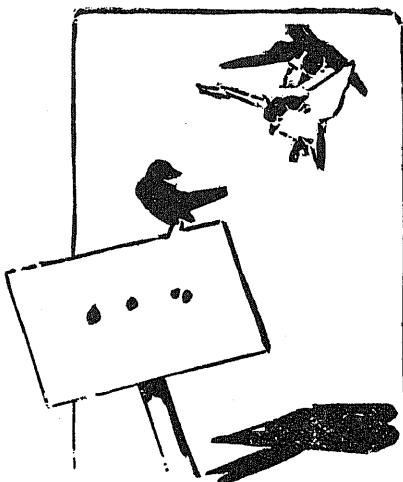
療法 はなるべく、氣管に刺戟の働く様用心するが第一であります、若し出來得べくんば、あまり氣候の變化の急劇でなき、空氣が清潔なる田舎、又は温泉場に行き、靜養するが最も良い、然し、それが出來なければ、家に在りても、空氣の悪しき時は、戸外に出で、寒氣に觸れ、又は塵埃等を吸入せぬ様注意し、又空氣が穢なく、塵埃の多き處、例今は、縁日、興行物、寄席、芝居などへは行かぬがよい、食物は、なるべく消化し易いものを擇み、また便通をよくすることが必要で、これが爲めには、毎朝空腹の時、一杯の水を飲み、少し運動するか、又は果物を食すれば良い。それでも便通がなければ、下劑を用ゐねばなりませ

ん、多くの人の経験によれば、便秘すれば病氣が甚くなるとの事です、又水蒸氣食鹽溶液の蒸氣吸入の外、咯痰が多く時は「テレピン」油を用ひて吸入法を行ひます、其他の事は、すべて急性氣管支加苔兒療法の條下を參照して行へばよいのです。



### 子供のおもちゃ (その二)

#### (二) 普通の玩具



今度は、通例玩具店に賣て居るもの、獨樂とか鐵砲とか人形とか飯事の道具とか、所謂普通一般におもちゃと言はれて居る物に付て考へて見たいと思ひます。

此類の玩具は、人間の考へと手間で出來たもので

ござりますから、自然物の單純で其色形がもとより自然であるのに比べまして、種類も複雑種々雜多であり色も形もなから様々でござります。そうして自然物を摸したものの、社會で用ひらるゝ百般の人工物を小さく摸したもの、單に玩具にしかないものなど、細かく分類するに堪へぬほど種種あるのみならず、いかにも堅固なもの、すぐこわれるもの、高尚な色になつて居るもの、見るものやなひとつこの彩色をしたもの、全体が教育的にまづは申分なくできて居るもの、非教育的で害のあるものなど、どの方面から考へても實に様々でござります。玩具店の方の考へと阿母さん其他子供の教育に從事する人の考へとは、今處では一致して居りませんから、いかにも營利的で一寸見た處ばかりを考へ、なるべく子供の目に付いて、多

く賣れるやうにといふ様な玩具が多くござります。之は段々供給者製造者と教育者とが交渉して双方に便利なものが多くなり、眞に子供の爲になります。なる良い玩具が世に多く行はれる様にと望んで居りますが、只今の様な有様では、阿母さんをはじめ玩具を買ひ興へる方の人達が十分慎重に考へて、多くの中から選擇しなければなりません、少し玩ぶとすぐこわれてしまふもの、ブリキなどで粗末に製造し一寸こわれても子供の軟弱な手を切るかも知れぬ様なあぶないもの、有毒な染料を使つたもの、其物其形などが己に教育的でない不良な物などはいづれも避けるべきであらうと考へます。つまり道徳上衛生上管理上などから綿密に考へ

て、これは教育的なりと認め得るもので、そうして子供に喜ばれるものが宜しいでござります。さて與へた上の注意が又必要でございます。一体子供には破壊性がございまして、何でもこわして見たがる傾がござります。小さい時ほど、手當り次第に破る、叩く、割る、こわすといふ風に、四角く申せば、物の分解をいたしますが、之等は知らず／＼の間に、物の成立、組立、構造を知る事になりますので、其間に自ら様々の経験や研究がされますから、無意識に本能としてこういふ事をする時代に、「又こわす悪い事をする」と言つて叱るのは無理でござります。と申して段々大きくなるのは様々の悪い習慣のついた子などが、亂暴に無茶に手當り次第にこわしてまはるといふやうなのも、本能なり、研究せるなりとしてうちすてお

くのも誤つて居ります。要は、本能として有つて居る子供の破壊性研究心を良い方に導くにあると思ひますが、たとへば、組立てゝある玩具を研究的に分解して見て次には之を元の様に組み立てるといふ風に導くのは、即ち破壊性を利用し研究心に満足を與へ進で構造の方に向けたので、無意味にこわしてこわし放しにしてふくといふ事は大きくなるに従つて、なるべく許さぬがよろしいと考へます。

大人が動産不動産を我所有として、管理し整理して行くが如く、玩具は子供の財産と申してよろしからうと思ひます。それで此玩具に由て、所有の觀念、自他の別、物品の整理、などの事柄なり精神なりを吹き込む事が随分できると考へます。自分で自分を治めて行く素地として、まづ其玩具を

必ず自分で始末する、即ち出したり入れたりを自分でする。しまふ箱も置き場處も一定して置く、自分でちらけた玩具は自分でかたづける、といふ風にさせたいと思ひます。子供は勝手放題に家中に玩具を出しひろげ置きちらす、捨て置いて庭に駆け出して遊ぶ、又は其儘寝てしまふ、大人は其あとかたづけばかりしてまはるといふやうでは、物事をなげやりにする子供になるかも知れません。

又延いて独立自活の精神に乏しい人間となる恐がござります。導き方注意のしかたに由ては、之等の重大な習慣、精神を小さい時から、左右する事ができませうから、之は十分良い方に向ふ様にしつけたいと思ひます。又大人の方でも氣を付けて折角子供の整理して一定の場處に置いたものを、何時の間にか違つた處に持て行つてしまふ、ひとつ必ず自分で始末する、即ち出したり入れたりを自分でする。しまふ箱も置き場處も一定して置く、自分でちらけた玩具は自分でかたづける、といふ風にさせたいと思ひます。子供は勝手放題に家中に玩具を出しひろげ置きちらす、捨て置いて庭に駆け出して遊ぶ、又は其儘寝てしまふ、大人は其あとかたづけばかりしてまはるといふやうでは、物事をなげやりにする子供になるかも知れません。

又延いて独立自活の精神に乏しい人間となる恐がござります。導き方注意のしかたに由ては、之等の重大な習慣、精神を小さい時から、左右する事ができませうから、之は十分良い方に向ふ様にしつけたいと思ひます。又大人の方でも氣を付けて折角子供の整理して一定の場處に置いたものを、何時の間にか違つた處に持て行つてしまふ、ひとつ必ず自分で始末する、即ち出したり入れたりを自分でする。しまふ箱も置き場處も一定して置く、自分でちらけた玩具は自分でかたづける、といふ風にさせたいと思ひます。子供は勝手放題に家中に玩具を出しひろげ置きちらす、捨て置いて庭に駆け出して遊ぶ、又は其儘寝てしまふ、大人は其あとかたづけばかりしてまはるといふやうでは、物事をなげやりにする子供になるかも知れません。

害にもなります。

要するに、まつ玩具を與へる前に、之は子供に持たせて良いかどうかを十分考へ、持たせた上は、それをどう使つて居るかといふ事を、教育的に心理的にできるだけ注意觀察して、段々に、子供と研究し、考へを進めて行くべきものであると考へます。

それから一寸序に書き添へますが、玩具の種類は誠に種々難多なのでござりますから、大人はよくよく考へて、あまり偏しない様に子供に與へた方が宜しいと考へます。だとへば何時も目に訴へた物ばかりで遊ばせますと、耳の教育がいくらか疎かになるかも知れず、何時も笛とか太鼓とか音の出る物ばかりでござりますと、音のせぬ物は面白

くない様に思ひ、目の練習が足らぬかも知れません。書けばかり與へて實体を持たせる事が足らぬと、實物に對する知識が足らぬかも知れません。或人の話に、或家で家内中武張つた事が好きで、子供にも始終刀とか鐵砲とかの武器類の物ばかり與へて居る。こういふ風である處から、子供も誠に氣が荒く、何時も切るとか突くとかいふ事ばかり、したり言つたりして居る。處が或夜其子が夢でうなされて「アツ、阿父サンヲ切ッチャイケナイ」と叫んだとやら、此詞で其夢の殺伐さ加減も略想像されますが、小さな胸にこういふ種を蒔いたのは父母であると思へば實に恐ろしいではございませんか。父母は各元より人間であつて、そう知情意が完全とは言はれず多少偏した性質感情を有つて居るのが普通で、其考へで何時も玩具を買ふ、知

らず／＼玩具の種類がいくらか偏する、それをつかふ子供、元より両親の性を受けて居る子供は又偏する、といふ様では、三方四方相待つて偏する事になりますから、故意に或主義や考へを有て、當分こういふ種類いを

多く與へて見ようなど

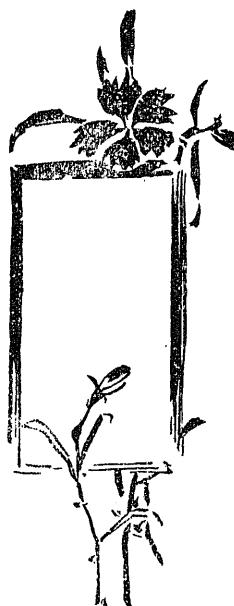
いふので、かたよせ

るのは特別といたしま

して、知らぬ間に偏し

てしまつて居るといふ

事はない様に常に省み考へる必要があると存じます。



一番やり易い。今日は誠に千歳一遇の機會で、苟くも國民たる者は、各々分に應じて奉公の事を計らねばならぬ。夫に付きては、いろの道も仕方もあらうが、さし當り、各自分に應じて勤儉をして國を富ますといふのが何人に取りても必要な方法だと思ふ。そこで、吾人は、先づ第一に、禁煙の斷行をすゝめる。

今試みに、日本人の數が五千万として、其中で女が二千五百万を

引いて、残り二千五百万の中、

子供と煙草を飲まない男とな

引き去つて、先づ一千万人が

煙草を飲むとして、さてこれ

等の人が一月禁煙するとした

ら如何、一日の煙草代一人に

付き平均二錢五厘として、一

千万人では二十五万圓である。

夫を一ヶ月廢止すると、七百五

十万圓である、軍人が戰場での動きを思ふと、一月煙草を止める位は何でもない、さて此金を軍資にでも何にでも利用するとした

ら非常なものだと思ふ。

### 黒澤登幾子傳補遺(つじき)

下村三四吉

### 禁煙のすゝめ

物事を廢したり始めてたりする事は、何か機會のある時にするのが

牢屋敷役所の第一回の詰問終りて、牢舍にかへり

東基吉

牢屋敷役所の第一回の詰問終りて、牢舍にかへり

來りぬるに、隣房なる入江伊藏、二條家の大夫、前にあげたる登幾子の文中に見えたりは、今日の御吟味は如何なりしかと問ひぬ。登幾子これに答へて、

明日はいよ／＼拷問にかけるとの御言はりなれば、私事はかよわき老の身として、明日は落命と覺悟致し候へば、何とぞ私の存意の事はかよ／＼と子細曲にかたり合ひ、もし落命に及び候はば、唯一べんの御恩かうを偏にねがひ奉る。

と、入江氏は、更に、

委細の様子は聞きと受けました、我赦免の後主君二條殿へ申し上げ、其上にて恐多くも朝廷の御耳へ達しあげ奉ります、去ながら其はおびやかしなるべし、中々拷問にはかけますまい、明

日の役所心を定めて出でたまへ、

と力を添へたり。

めぐみの言葉身にも袖にも餘りけり。君の御ためくれくも申し開かん胸の内くりかへしては夜もすがら寐もやらず、短夜のふけ行鐘の音に添へて引くかな棒の音高く、七分三分の夜廻りの呼はる聲も物すゞくうちに集へる番のもの六人づゝの寐すの番一時かはりに入かはる。……かくて十五日<sup>じゅうご</sup>の早天に又々白洲へ呼び出されて拷問を受けたり。そのすちは相變らず彼の長歌につきての嫌疑なりき。

…………一橋様を公儀へ御直しの（○水戸侯の）御恩召があらうがな。イエ／＼左様な思立はござりませぬ。ヲ、委しくも能知たり、その子細を存するからはいよ／＼以て御簾中様の御

使じやなサ、有体に申されよ。ハイいかよふに仰せられても、御使などゝは存じよらず、未だ御目見えも仕らず、只々御領地に生れ、御國恩を報じ奉らん爲め、殊に國元の搖動は、御藩中は申すに及ばず、在々所々寺社門前土民百姓等に至るまで、父母妻子の養ひをもかへり見ず農業をも時を失ひ、上を下へと搖動致す、是則ち何故ぞや、邦君の御慎みをかなしみなげきての事ゆゑ、右の趣御きと云けたまはれば、國中の搖動治まり、邦君の御慎み御開きにならせられ候はゞ、國民心服致すべくと存じ候へば、右の趣御聞と云けたまはれかしと涙ながらに願ひければ、役所の方々少しは疑ひは晴れにけりサテ／＼其方は無二の忠臣なるものなり、去ながら、其方はどの位書物を見た、漢史などを見

たものは、京などにも婦人にはないわいナどうあつても其方は藩中のものでわらふがな、御簾中様の御宮使を致して御使にまわりしに相違わるまいがな、錫高野の山中などとはまづかな偽り、取りもなほさず、其方は御簾中様の御使サ、有体に申されよいかに／＼と責めらる、……日も夕暮になりければ、又明日と入相の鐘の響と諸ともに獄屋へこそはさかりけれ。

知るべし、幕府の登幾子に對する嫌疑は、登幾子を以て水戸藩士の女となし、また水戸侯夫人の内意を承けて水戸中納言の幽閉をすくはん爲めに上洛せりと認められたると。右の「其方は御簾中様の御使」との疑ひは、幾回の辯明をかさねてもなほ幕吏の心中に釋けやらざりき。

登幾子の心中は既に死を決せり、同じ十八日の如

きは

此日は別て數多の人にいざなはれ、田中の道へ  
と引出さる、様子知らねば、何やらん死罪の御  
場所へ行くことかと覺悟の用意心中に一首を咏

じていさぎよく最後をせんと思ひ定めて、  
雲上なる君を思ひの道芝の

露と消えゆくけふぞうれしき

二十一日より二十三日に至るまで、更に引つゝき

三回終日の審問ありしが、登殿子はもとより承服  
せざりしかば、しかばは其上洛の存意の次第を  
自筆にて書きつくべしとて、繩をゆるされたり。

筆とりてすらと記したる文は左に

謹で白、此度前の中納言様御慎の御儀、全く

以て無實の御罪に落ち入らせたまひし御事、乍  
恐天朝へ奉言上、天朝より御勅諭を以て御開

被爲成、二度天下の御後見にも被爲成候は、御  
國内へ異人などは一人も不入、さ候へば乍、恐朝  
廷の英慮にも叶ひ天下平かに相成べくと存じ、  
婦人の身として恐多くも拙き長歌をつくり罷出  
そよろくこと、是れ全く君の御爲天下の御爲と存じつ  
めたる愚婦が誠心哀れ御聞き届けたまはらば廣  
大の御慈悲と奉存候。（次號にて完結）

## 明治廿八年の大勝利割烹 號外

（石井治兵衛  
同 泰次郎  
考案）

本日は伯林ビール會第十一回の春期  
懇親會と我軍連勝の祝捷とを兼ね開  
會致し候に付き特に料理献立は御案  
内狀に御約束申上候通り漸く日清戰

争になぞらへ左の如くこじつけ工夫  
本日の號外として献立を作り各位の  
御一笑に附す

明治二十八年三月十日

伯林ビル會幹事 長興  
江木保男 称吉

日本刀 勇名ラツバ卒  
玄武門 中皿

## 御酒

正宗  
エビス、ビール

かのあらひれり  
日章かまぼこ  
たかのとり  
うに焼平海  
ぶんどりかん  
勝栗

黃海

口取

鴨綠江

日本

支那

大連灣

さしみ

吸物

牙山  
皇軍渡韓

日清韓談判

陣立

當日始未順序  
芝烏森町湖月樓に於て開  
會御料理獻立

こうしゆ

御膳

松き膳

花菜

粉山  
山菜

原作り名士  
かつら大根  
いかりほうふ

旅順口  
鉢肴  
柴城  
碗  
威海衛  
取小皿  
陸海の  
茶御通香  
膳物

わさび  
日本兵  
かみ百合  
砲連  
勝雙寶  
支那兵  
おがみたぬ  
つま折さより  
雪中  
進  
乘  
いかいなの  
木のめあへ  
つくくし  
大刀上商繁昌等豆根  
上きせん

菓子

萬歳香

割烹十一ヶ月（やよひ）  
おことほり

三月の料理には難祭にゆかりあるとと思ひたり  
しに、筆者割烹上の軍事に暇なきがため、やす  
みとす、其かはりとして、右の號外を配布す  
ることゝしつ〇考案はよむ者の心にまかせん。

心しつかに一夜ねてしか  
折にふれたる

あらなみのさかまくそこや遂に我  
葬らるべきところなるらむ

折にふれて

田 鶴 子

ふひえつる稚兒をいたきて船いくさ

みはてぬ夢のあとをしそ思ふ

かちいくさ我にありとは知りつゝも

なほ安かれといのる神垣

やがて我が勝にやならんよこしまの

道のとほりしためしなければ

むれてとぶ鳩の羽風はいかはかり

大御軍に力をそへけむ

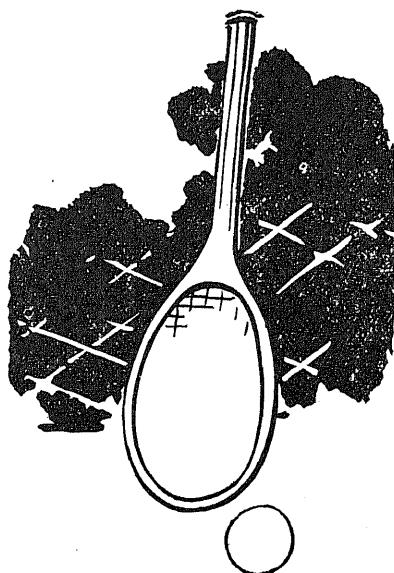
和歌三首

母に別れて戦地におもふく時  
よみ人しらず

わきくませまさかくいませ母君よ  
じさををたてゝ我歸るまで

戦中折にふれたる

すてし身のはかにのそみはなけれども



丈 夫 の 妻 と お も へ ど 身 に し み て

丈 夫 の 妻 と お も へ ど 身 に し み て  
さ び し と 思 ふ 夜 半 も あ り け り

### 折 に ふ れ て 外 一 首

和 歌 子

あ か ね さ す 日 の 本 を の こ ほ こ と り て

し ご く さ の 露 は ら ふ を 、 し さ

櫻 田 の あ た り に て

さ ま み に 縛 す ち 長 く あ と を 見 せ て  
の と け く 遊 ぶ 鴨 の 一 ひ れ

### 出 征 の 前 夜 外 三 首

ひ む か し

出 征 の 前 夜

孤 燈 の 影 に さ や を は ら う て 丈 夫 が

み る と し も な き 中 空 の  
月 は 鏡 の く も り な く

は え む 姿 も の す ご き か な  
夫 の 門 出 を ひと し  
戦 死 者 の 妻 に 代 り て

わ ら れ 飛 ぶ 西 伯 利 亞 の 原 に 我 夫 は  
今 日 い さ ま し く 門 出 で ま し ぬ

國 の た め さ げ し 露 の 命 ぞ と

従 軍 者 に 代 り て  
思 ひ つゝ 尚 ぬ る 、 袖 は り

西 伯 里 亞 の 千 里 の 原 を 我 が 行 け ば

吹 雪 顔 を 打 つ て 軍 馬 噴 く

### 梅 と 雪

す み れ

冴えてさむさのたへがたに  
またなつかしき埋火の

さむき顔さへつゝましく  
軒端に囀づる鄆曲の

五十

あたり圍める五人みたり  
春の野に出でゝとうちとけて  
歌留多の聲のあたゝかに  
いつしか更くる白梅月夜

嬢がては近き曙の  
薰りゆかしき書院の窓  
まばらに見ゆる遠近を  
いづこか雪のかゝり來て

しき  
白き光の心地よく  
折柄うたふ雀うぐひす

かわゆき歌の節とりて  
まだ調はぬ春さむの  
絃にひゞくか雪の梅  
上枝下枝に飛び交ひて

世に怠り人の夢  
羽風のそれの音立て、

しどろもどろにおどろかす  
あしたのさまのをかしかし

## よろこび

幽

香

それは子供等同級の者十三人舊情を温めたいから一度遇いたいといふのであつた。初はまだ覺えて居つたが、誰の思ひつきでこんな可愛いことをするかと、嬉しさ何ともひ様がなかつた。

學校へ行くのが嬉しくて、別れを何とも思はぬのは子供等で、さすがに三年間可愛がつた我には涙なしては居られなかつた、が、今は早十年の昔となつた、彼等は皆中學四年になつて居る所よ。同じ年頃の子供見ては彼等の上思ひ出し、嘸大きくなつたらう、昔の面影今も残つて居やうか、あの子の性質は如何に、あれは望があつたが、など、忘れもせぬに機會がなくて、とうとく十年相見なかつたのである。

としの夏であつた、嬉しい手紙が我旅先へ來た。

には皆既に集つて居る、制服着けた青年、もううつぱな青年がすらりと列んでゐた、さすがに我も驚かずには居られなかつた、皆の餘りに大きくなつたのと、その顔のわからぬのとで、幾度か一同の顔見くらべても、誰が誰だかさっぱりわからぬ、それから子供の名を一人思ひ出して、片端からこれかあれかと比べて見ると、さすがに昔の面影どこやらに残つて、あなたが誰々であらう、といふ事が出来た、とうとうそれでも皆わかつて、一時間も話す内には、幼な顔すつかりとあらはれて、せいの高いのが今更の様に驚かれる様になつた。

昔子供からもらつた寫真やら、かいた畫やらがわづたので、もつていつた、話はそれから始つて、同じ組であつた友達の事やら、叱られた事やら、行啓の時の事やら、馬ごっこ、流車ごっこ、煉瓦

すり、砂遊、などそれからそれへと移り、皆十年の昔にかへつて餘念もなかつた、大きくなつたら何になるかと皆にきけば、誰も陸軍大將か海軍大將であつたのに、今は農業に従事するとか、醫者になるとか、法律、商業、海軍、など、さすがに昔の大將ばかりでなく、考が實着になつて居つた一同庭へ出て写真をとつた、それも子供の一人がとつたので、それからさまゝの遊嬉に無邪氣に遊んだ、何ともいへず末が頼母しく、成業の程も推しはかられて自分の手柄かの様に感じて一人で喜んだ。

何といふ珍らしい會であつたらうか、けふ世話になつても、あすは忘れてしまふ世の中にも、こんな美しい事もあるので、實に近年の一大快事であつた。短かい日はいつの間にか向か岡にかくれ

て、高き低き人家がたゞ黒く池の向ふに、其配合のよさ、得もいはれぬ中に、こんな喜にみちて歸つて行く人もあるのであつた。

左に掲ぐるものは、女子高等師範學校附屬幼稚園保母田中ふみ子氏の手に成れる保育誌なり斯道に從事する人の参考となる節々少からずと考へたるに因り同氏に乞うて、其中の幾部を抜抄して掲載することせり

### 一の組幼兒保育誌

(三十五年四月より三十六年三月まで)

ふ  
み  
子

(全体の幼兒數四十五人、中女一男の二人は四月小學校に移るべかりし年齢の児なれども發達不良のたの今一年幼稚園にとまることになりしもの。四十三人は四月に於て滿五年以上六年未滿のものにして、内男廿四人女十

九人なり。而して此中に於て女三、男九の十二人は三十四年四月に入園し、他は廿三年四月に入園せしものなり)

### 一保育の方法及成績の大要

保育の精神は三の組時代より引きつゝきて、体育に尤も重きを置き、次に德育、智育といふ様になしたり、体育に於ては男女兒を問はず活潑に全身を活動せしめ、其間に自然に身体をして發達鍛練せしめんことを期したり。故に鬼ごと、かけつけの如く全身を動かす遊びを獎勵したり。而して日常幼兒の守るべき作法及規律は成べく少數とし、其の少數の作法及規律は嚴に實行せしめ、其他害なき限り幼兒の意に任せたり。要するに範圍を廣くして檣壁をめぐらし、其外には一步も踏み出すを許さず、廣き園ひの中に於て幼兒の意ふ様に振舞ふことの出来る様になせり。從て大人の眼

より見れば不作法の振舞をなす兒なきにあらされとも強壯の兒おほく、出席も概して多數にして一年間の出席百分比は八十七なり。而して其不作法は六七才の幼兒としては左程批難すべきにあらずと思ひて許し置きたり。元來無言の内に自然に心情を涵養するにあらずして形式の方より幼兒不相應の作法をやかましく要求することは、其の天真の活動を妨ぐること甚しく、加ふるに可憐なる兒の軟弱なる神經を刺激すること著し。凡て作法に限らず、何事につきても幼稚園時代の幼兒の神經を過度に刺激することは心身の發達上恐るべき悪影響を來たすものなるをもつて成べく無言の内に自然に感化せんことを期して保育したり。

德育につきては各兒を皆一つの鑄形に入るゝことを避け、成べく各々の特點を發展せしめつゝ全

体にて良き方に向はしめんことを期したり。故に温かにして尤も無邪氣なるもあれは素朴剛勇なるもあり、親切なるもあり、非常なる整頓家もあり、滑稽にして頓才にとめるもあり、正直にして義侠心に富めるもあり、種々なりしが、全体の幼兒につきて希望したることは、最初入園の當時より引つゝきて重に一、從順 二、誠實 三、勇氣 及自治 四、親切にして愛すること。の四徳なりき。本園幼兒の多數は中流の上以上の家庭の兒にて多くの召使にかしづかれ、中には教育の權さへ附添人の手にあるものあるをもつて、中には美しかり家庭にてよく躰の出來たる兒もあれど境遇上自然に我儘にして依頼心強く、自治心に乏しく勇氣の欠くるもの普通なり。由てまづ一度約束したる事柄は保姆も幼兒も互に何處迄も實行せんとをつ

とめたり、尙幼兒の出來得る限り自らの始末をなし、進んては保母の仕事を助けて働しめたり。而してこの二つの徳につきてはほとんど目的の處まで達したり。誠實、これは最初に於て全体不誠實の傾ありしといふ譯にあらざるをもつて二女兒一男兒の三人を除く外全体に向つては左程骨ぶりしにあらず、三兒中一人の女兒は大に改まりしが男兒の方は心身發達と共に却て其度をますにあらざるかと疑ふほど無功なりき。而して今尙過去を追想して如何に取扱ひしならばとの良き考も出で来ず、只或は今一層この兒丈に接する時が多くありしならばと考ふるのみ。いま一人の女兒は大分改りたれどもこの後も引つゝきて特に注意する必要あり、親切にして愛することは豫め望みたる丈の處まで達せしむること能はず甚た遺憾なり。これ

は第一に自然物及生物に對する同情を養ひ引き総へての人に對して温かき情を有せしむるは自然なり。而して全体の兒が温かき情を有せざるにはあらず、されど親切に他を世話することが足らざるなり、これ保母が余りに自治心を養はんために出來得る限り幼兒自身をして自分のことをしまつせしめんことを獎勵し過たる弊と、また一には日常同年齢の兒とのみ接し年少の兒に接する場合少なくかりしためなるべし。この組幼兒は已に小學校に送らざるべからず再び保育するの機會なし。不幸なるはこれ幼兒なり。新なる兒につきて大に注意せんとす。

智育につきては智識の注入はつとめて之を避け注入するものは分量を少くして、なるべく正確にしたり。而して他方に於ては幼兒自身をして自ら

心力を活かしめ其間各兒の心力相當に誘導した  
り。例へは羅生門の話をなせば木又は板にて羅生  
門といふ題目の下に各兒隨意に門を工夫せしめ。

又畫方に於ては談にてきしもの又事柄を隨意に  
畫かしむる等のことをなせり。故に畫方の巧なる  
兒は綱の馬にまたがれる處を畫くもあり。羅生門  
の石段の傍に立札のある處を畫くもあり。然らざ  
るものは鬼の腕、腕をとさめし箱、雨、立札、乳

母の持てる傘、杖などを畫くもあり。其方に應し  
て種々なり其結果各兒興味をもちて各の方に應し  
て心力を活かしめたるはよろしかりしも其發達の  
度に於て多くの差を來したる。これは一齊教授を  
するに至りて教師の困難大なるべし。故に今少し  
一齊教授を受くるに適當なる様導き置くことの必  
要を感じたり。

尙全体に付て注意力の養成には大に注意した  
り。これ隨意遊嬉の時に全身の活動を獎勵したる  
をもつてやもすれば室内に在つて仕事をなす  
ときも身體の活動を欲するが如き有様ありしを以  
て、室内にては静に体を落付け注意して心力を活  
かしめんとしたるなり。而してこはまづ成功した  
り。

### 幼稚園の遊戯（その三）

松村ひさ

(9)遊戯に由て自分には何もできぬといふやうな心  
が子供にならやうになる

遊戯がよくいつて居ると、其間には子供の我儘も  
とれるし、又むやみに自分を信じない兒即ち自信  
の弱い兒には自分といふ事を知らせて自信力が出

て来る。こうなると子供一同が進んで遊の演者(た)とへば農夫になると雀(すずめ)になるとかの類(たぐい)になりたがるやうになる。それ故にわれもくと何かになりたがるのは、子供の力(ちから)が進み且つ其遊に興味(きよみ)をもつて居る證據(しようど)である。但しこういふ時に何時でも引込み思案(こころもん)の子供は引込み出しある子供はいつでも出るといふ風にならぬやうに、保母(ほぼ)は注意(ちゆうぎ)しなければならぬ。とござりますが常に子供を前にして居る人には、この私もといふ事は何時も見聞く所なので、自分は何もできぬと思ふところでなく何かになりたいと望む爲にたとへば馬の遊をするとすれば、馬になりたいといふ志願者(しひんしゃ)の多い爲に、却て保母(ほぼ)が其處置(そのよき)に骨(ほね)が折れるといふやうな事が絶えすぎますので、之に對して右の注意(ひょうご)をする事は至當(しちじょう)の事と考へます。

### (10) 遊戯に於ける自由

遊戯の時に、子供がどういふ風に自由であり、どういふ風に導かれるべきであるか、といふ事を紙上に書き載せるといふ事は中々大かしい。遊戯に於ての自由といふ事は、子供の側からも保母の側からも考へるべき問題なので、保母の勢力が子供に對して確固として居らず、又は子供が保母から壓制的に訓練されるので段々逃げて行くといふ風であつたならば、逆も眞の自由は得られぬので、殊に保母の教育力の弱い場合には保母は自由な遊戯企ててはならぬ、もし保母の導く力が弱いのに子供に自由を許すと、殆ど支配(せいかい)ができる、手に合はぬといふ處まで、子供の騒擾(さわぎ)の度が進んで行くこうなると子供は自分達の望む處は何でも叶ふい時でもできるといふ風に思つて、噪狂(ぞうきょう)といふ方に

遊戯がいつてしまふものである。即ち子供の騒ぐのを保母はどうする事もできず、子供は只一緒にワイ一飛んだり跳ねたりばかりして居るといふやうな有様を見た事はないか。と著者は言つて居られますが、随分こういふ風にガヤーと大さわぎになつてしまつて、そこに秩序も同情も興味もなく、遊戯がメチャ一になるといふ事はない事ではないと思はれます。そしてなほ進んで著者は、右の様に治まらぬ有様よりはまだしも、自由を許さずに形式的に軍隊的に訓練して行く方がましだる。なぜならばこういふ風の時にはたとひそくに愉快が少くとも活潑でなくとも、少くとも先生に對して尊敬從順といふ事は行はれるからであると、論じて居られます。もしも自由といふ事が誤つて考へられ用ひられて、子供は勝手放題にふ

れまふ、放逸亂暴に流れる、先生が何を言つても耳にもかけず騒ぐといふ風では、誠に訓練上憂ふべき現象でござりますから、或範圍内で適當な良い意味の眞の自由が許され實行されて、子供は嬉々として遊戯する、師の命は十分尊敬服従するといふ風でありたいと存じます。要するに自由と我儘放逸、活潑と亂暴とをまちがへぬやうにしなければならぬと思ひます。

(11) 遊戯唱歌に於ける身振に付て

之はたとへば蛙の飛びまねをするとか、蓮の花とうたひながら手で花の格好をこしらへるといふやうな舉動を指して居るので、まづ、幼稚園では身振りといふ事に付て考へねばならぬといふ緒からはじめて次の様に論じて居られます。即ち、身振は全ての歌の印象を深くし生命と意味を與へるもの

である。感情とはたらきは互に連絡關係して居るものである。

られて居ります。

遊戯が十分よくいつて子供が之に對して深き興味を有つて居つたならば、子供は全く吾れを忘れて深く其身振の方に注意を向けるものである。さて其身振は子供らしく自然的に模倣せられ自由に立派に動かれるのがよろしい。又全時間中身振をして動き通しに動いて居らねばならぬといふ事はないから、不自然な身振をせぬ様に、そこに居る子供の年齢に應じて、適當な部分だけをすればよろしい。又飛ぶとか走るとかする場合に歌ひながらすると聲の方を傷つける事があるから、こういふ時には別に歌ひ者になるものを定むるがよろしい。又保母から指示命令して一定してさせる身振でも、子供が眞の感情でする自由のものでなければならぬなど、細かに注意が與へ

### 種報

#### ◎女子高等師範學校

文部省視學官巡視

先月一日三日五日の三日

間文部省視學官中川謙次郎、岡五郎の兩氏は、澤柳局長と共に全校各部の授業其他につきて、詳細巡察せられたりといふ

校長兼任

高嶺同校長には、先月十七日、東

京音樂學校長に兼任せられたりとのこと。  
講話 先月終の土曜日午後より、歴史科擔任教授、及地理科擔任教授の露西亞帝國に關する歴史學上、地理學上より講話を始め、數回にて完了せらるゝ由。

▲入學試験應募者數　来る四月入學せしむべき  
本科生徒の入學受験者は、募集人員七十五名に對し凡そ七百名に上りたりといふ。

▲家事專修科生徒募集　同校にては來四月入學

せしむべき私費家事專修科生徒凡そ三十名を募集せり。志願者は、本月二十日までに願ひ出づべしとなり。入學志願者の資格は左の如し。

一、品行方正身體健全にして教員たるに適當なりと認むる者  
二、修業年限四ヶ年の官公立高等女學校卒業生及之と同等の學力を有する者  
三、年齢十七年以上三十年未満にして夫を有せる者。

尙入學志願者は入學願書及履歷書の外に戸籍謄本を添ふべく又師範學校卒業生をして服從年限中に

在る者は其所轄地方長官の許可書をも添ふるを要すとなり。入學試験は同校に於て行はるべき期日及試験科目は左の如し

四月四日　體操　體格

同五日　國語(文法)　解釋　裁縫

因に同科規則を左に掲ぐ

第一條　本校規則第八章ニ基キ家事專修科ヲ設ク

第二條　家事專修科ノ學科ハ倫理、教育、國語、家事、圖畫、體操トス

第三條　生徒ノ定員ハ三十名トス

第四條　修業年限ハ二箇年トス

第五條　學科課程ハ左ノ如シ

教育	倫理	年時科 科時數週	第一學年	第二學年
			第一學年	第二學年
二	二	人倫道德ノ要領法	時數週	時數週
各總論、	二	人倫道德ノ要領	各論、	教授法、管理法、

國語	二作文、講讀	二同上、
家事	一八衛生、衣食住、裁縫、刺繡、編物	二記、裁縫、刺繡、編物
圖畫	二自在	二衣食住育兒、看護、簿記
體操	二遊普通體操、戲	二同上、
合計	二八	二八

第一學年ニ於ケル家事授業時間ノ一部ヲ以テ實地授業ヲ練習セシ

第六條 生徒ハ左ノ資格ヲ有スル入學志願者ヨリ試験ノ上入

學セシム

一 品行方正、身體健全ニシテ教員タルニ適當ナリト認ム  
ル者

二 修業年限四箇年ノ官公立高等女學校卒業生及ビ之ト同

第三年齡十七年以上三十年未滿ニシテ夫ヲ有セザル者  
第七條 入學試験ノ科目ハ左ノ如シ

體格

國語、讀書、作文、文法、

數學算術、

家事裁縫、

理科博物、物理、

一卒業證書免許狀

何年何月何日宣、道廳府、縣、市、町、村、(私)立何學校ニ於テ

附記

專修科生志願ノ者ニハ左式ノ願書及ビ履歴書ニ月籍抄本ヲ添ヘ差出サシム

入學願書

私儀女子師範學校師範學校女子部高等女學校教員志望ニ付御

試験ノ上御校家事專修科生トシテ入學ノ儀御許可被成下度此

段相應候也

年月日

原籍 族籍(寄留者ハ寄留籍)

戸主何某(幾女等(本人戸主ニアラザレバ))

何某印

女子高等師範學校長何某殿

履歷書

両籍 族籍(寄留者ハ寄留籍)

戸主何某(幾女等(本人戸主ニアラザレバ))

生所何々々

何某

生年月日

何學科卒業證書ヲ受ク（證書寫ナ）  
何年何月何日何所ニ於テ何免許狀ヲ受ク（免許狀寫ナ）  
何年何月何日ヨリ何年何月何日マテ何所何某ニ就キ何學科  
ヲ修業ス

何年何月何日官道廳、府、縣、市、町、村、（私）立何學校ニ入  
り何學科ヲ修業シ何年何月何日卒業或ハ何々ニ付半途退學  
シ或ハ現ニ何箇年ノ課程ヲ卒フ

一職業

北海道廳  
何年何月何日何縣ニ於テ訓導拜命何國何市、郡何學校

ニ在勤何年何月何日依願免官或ハ現今在勤等

一賞罰

何年何月何日何所ニ於テ何々ニ付何賞ヲ受ク或ハ何罰ヲ受

右之通相違無之候也

年月日  
右何某印

▲附屬高等女學校生徒募集  
に於ても、來る四月入學せしむべき第三學年生徒  
凡そ三十人を募集せり。入學志願者は、本月十八

日までに同校へ到着の豫定にて履歷書をさし出す  
べく入學試験は同二十四、五の兩日間同校に於て  
施行せらるべしとのことなるが、尙詳細は、先月  
二十二日の官報に見えたり。

### ◎女子學術講習會

神田橋外なる東京府教育會にては、一般女子並女  
教員保姆に必要な知識技能を得しめん爲め去る  
二月より左記各種の講習會を爲せる由

### 一、女子計算法

講師 大原信久君

銀行會社學校官衛等の女子事務員を養成し兼ねて  
家庭經濟上に要する計算上の智能を得しめんとす  
るにあり（二月二十日より開會毎土曜日夜間日曜  
日午前に開講凡そ二十回にて終了講習料金二圓と

## 一、保育法

講師 中村五六君

幼兒保育の方法は頗る進歩したるものなれば教員  
保母及び一般女子に其新智能を與へんとするにあ  
り（二月二十一日より開會毎日午前開講凡そ十二  
回にて終了講習料金一圓二十錢）

### 一、黒板畫法

講師 松田 茂君

教員保母として黒板上巧みに圖畫を描くの智能を  
得しめ保育と教授とをして可成有効なるものたら  
しむるにあり（二月二十一日より開會毎日曜日午  
後開講凡そ十二回終了講習料前同斷）

### 一、編物

講師 森本義子君

教員及一般女子に編物に必要なる智能を授け女子  
をして可成的實用に資せしめんことを期せしむる  
にあり（開會日時講習料前同斷）

## ●那威國の割烹教授

同國の首府「クリスチ

ニア」に於ける市立の學校は十八校にして十五の  
割烹室を有し歐米諸國中最も割烹に力を盡す所に  
して其成績極て佳良なり該科を小學校の上級に於  
ける女生徒に課する結果として生徒は清潔順序勤  
勉經濟上等大いに利益あり同時に家事上に就て得  
る所少なからずとして近來益此方面に向ひ多額の費  
用を投じ改良普及を圖るといふ

## 新刊紹介

### ●修身教會雜誌（第一號）

明治三十七年二月十一日發行

我國學校の德育は德育の始にして同時に最後なり。此にありて  
四年乃至六年間修身の熱を以て温むるも歸りて家庭に入れば不道  
徳の水を以て浸し、出で、社會に立てば不品行の風を以て冷やす  
が如き有様なれば學校卒業後數年を経ざるに早已有道德の熱は零  
度以下まで冷却するに至る。若し之をして冷却せざらしめんと欲

せば必ず學校以下に修身を授くる方法なからべからず（中略）余

數年來聊か此に見る所ありて百方工夫を凝らし或は日本の現状に

考へ或は西洋の實況に鑑み、其結果として修身教會を設置する事

を案出せり云々とて長文の旨趣書を昨秋發表せられし文學博士井

上圓了氏は今回愈修身教會を設立し、茲に其機關として雑誌を發

刊せられたり講話雜錄雜報等に分ち大内青懋、南條文雄村上專精

諸氏の寄稿あり。凡て教育勅語に基づき國民の實行を獎勵するを

旨とするものゝ如し。其内容に就ては主としては修身に關する講

話を掲ぐべしと雖も又家庭經濟衛生勸業等凡そ人の世に處し家を

齋ふる上に於て重要な事項は力めて之を記載すべし。との事な

れば其世教人心に有益なる雑誌なるは必然にして 吾人の此會に向

向て此説に向て多とする處は實に善く社會公衆に向て修身の訓誨

を與ふる點にあり。已に此抱負を以て世に立つ以上なるべく此種

の書物雑誌の陥り易き無味乾燥の弊を避け多數の人をして喜ん

で之を讀まゝめて十分普及の實を擧げられん事を切望し茲に其

前途を祝すると共に吾人はかかる眞面目なる有益なる雑誌の生れ

出でし事を喜び、平易なる修身の讀物として敢て大方諸君に紹介

する者なり。（發行所、東京市小石川區原町哲學館内修身教會雑誌

發行所、一部金十錢）

## ● 幹事會 報

一月六日女子高等師範學校附屬幼稚園に於て幹事會を開く出席者は中村主幹野口雨森田中松村和田大橋武井下田幹事并に東基吉氏にして前常會にて決したる組合を設くこと及次の常會の事につき協議したり

### ● 第三十二常會

二月十三日午後一時三十分より女子高等師範學校附屬幼稚園に於て開會先づ前の常會に於て可決したる議題につき細かに協議をなし終りてミス、ニユーマンの演説あり次ぎに井口わぐり氏の指導によりて遊嬉の實習をなし次て隨意談話に移り午後四時半頃閉會したり出席者は八十名程なりき

協議の條項は左の如し

一、東京市内に左の區分を附し各區分内にある幼稚園關係者の組合を設くこと

一、各組合員は本會常會開會毎に順番により保育に關する實驗若くは演述をなすこと

但し順番は抽籤により之を定む

一、各組合に事務取纏めの爲委員一名若くは二名

を組合員中に付設くること

一、前項の委員は右組合にて其員數を定めて之を選舉し本月中に屬け置くこと

右組合別及順番左の如し

一 京橋區

二 日本橋區

三 淺草區

四 下谷區

五 本所區

六 深川區

七 神田區

八 麵町區

九 四谷區

十 牛込區

十一 小石川區

十二 芝區

十三 麻布區

十四 赤坂區

### 十、本郷區

#### 以 上

#### 入 會

本郷區西片町一〇にノ二五

右 松 村 久紹介

野 津 敏 江

本郷區春木町二ノ二一

右 武 井 綱 栄 紹介

土 井 た ま

愛知縣第一師範學校

上

織 田 秀 吉

今 泉 謙 二

名古屋高等女學校

右 岡 都 子 紹介

根 來 ま さ 術 紹介

小 西 寿 美

芝區白金猿町五三頃榮幼稚園

女子高等師範學校

守 澄 浅 茅

山 本 ま り い

四谷區仲町三ノ九影榮幼稚園

右

佐 藤 す み

四谷區仲町三ノ九影榮幼稚園

上

森 乙 女

四谷區仲町二ノ三

轉 居

三重縣津市岩田山中一九へ

靜岡縣沼津町駿東高等女學校へ

婦人子ども号參第4卷第1号

千葉縣千葉町向寒側 北海道函館沙見町一八 廣島市高等女學校へ 大坂市北區網島關西鐵道社宅へ 麹町區三番町五〇へ	麻布區永坂町七一へ 千葉縣千葉町向寒側 北海道函館沙見町一八へ 廣島市高等女學校へ 大坂市北區網島關西鐵道社宅へ 麹町區三番町五〇へ
金額 自三十七年一月二十日會費領收 至同年二月二十日會費領收	金額 自三十七年一月二十日會費領收 至同年二月二十日會費領收

西川山田佐々木	西川山田佐々木
伊田土畠小館中藤寺田柳島保澤	伊田土畠小館中藤寺田柳島保澤
村井野佐美	村井野佐美
和田エツ	和田エツ
良子まねね清るくろ子んつみ周	良子まねね清るくろ子んつみ周

一〇〇	三六、四一一三七、一 三六、一
一〇〇	三七、二一一三七、十一 三六、八一一三六、一二
一〇〇	三七、一一一三七、六 三七、一一一三七、五
一〇〇	三七、一一一三七、六 三七、一一一三七、二二
一〇〇	三七、八一一三八、一 三七、一一一三七、六
一〇〇	三七、一一一三七、四 三七、一一一三七、四
一〇〇	三七、一一一三七、四 三七、一一一三七、四
一〇〇	三七、一一一三七、四 三七、一一一三七、四
一〇〇	三七、二一一三七、一 三七、二一一三七、一
一〇〇	三六、五一三七、二 三七、一一三七、六
一〇〇	三七、一一三七、六 三七、一一三七、六
一〇〇	三六、一〇一三七、一 三七、一一三七、六
一〇〇	三六、五一三六、九 三六、一一三七、三

吉柳青武福松高武橋坂小重平森御尾河西永德  
田原山藤本岡木井本井島田媛園生  
はこうゆううとたとはふさよ  
な英とめき幸めめへりまぢた女そそき長つけさ

も　ど　子　と　人　婦

五〇　一　二　〇　五　〇　一　二　〇　五　〇　一　二　〇　五　〇  
 三七、一一三七、五　三六、七——三七、六　三六、一一三七、三  
 三六、一一三七、三　三六、一一三七、二　三六、一一三七、二  
 三七、一一三七、一　三七、二——三八　三七、二——三八  
 三七、二——三八　三七、二——三八　三七、二——三八  
 三七、二——三八、二　三七、二——三八、二　三七、二——三八  
 三七、二——三七、四　三七、二——三七、四　三七、二——三七、四  
 三七、二——三七、八　三七、二——三七、八　三七、二——三七、八

安藤加奈益岩内藤木紫岡相近林小柳貢山廣甲  
 藤谷藤良田田岡村崎松川瀬野井杉色妻  
 さいきああ一ゆたととけつてつてつてつて  
 たわつい枝きねきいふみ茂み郡ふるるるけと豊だしと

一　〇　〇　一　〇　〇　一　〇　〇　一　〇　〇　一　〇　〇　一　〇  
 三七、一一三七、五　三七、一一三七、三　三七、一一三七、三  
 三七、一一三七、三　三七、一一三七、二　三七、一一三七、二  
 三七、一一三七、一　三七、一一三七、一　三七、一一三七、一  
 三七、二——三七、五　三七、二——三七、四　三七、二——三七、四  
 三七、二——三七、四　三七、二——三七、四　三七、二——三七、四

柏木ふえ代ぬめ立野たか原よほねねほ幸  
 石津松瀬高田本本つるまきみ枝江いる幸  
 堤吉千闘矢山小佐々木津敷本本つるまきみ枝江いる幸  
 澄澤川屋葉すすふさかエ秀かエ秀  
 ゆてさなす下枝ふさかエ秀かエ秀

五〇	三六、一一三七、三
三〇	三六、一一三七、一
一三〇	三六、三一一三七、二
七〇	三六、一二一三七、六
一三〇	三七、八一一三八、七
一三〇	三七、一一三八、一
五〇	三六、一一三七、三
五〇	三六、一一三七、三
五〇	三六、一一三七、四

左の五氏は三卷十一號に於て報告漏の分

河田溝廣土	山鈴井馬關北小
野村口瀬保	岸木村詰水
きまか	たた玉つ
よいさん	よけ子
よ	泰武いと清



御文注は本誌の節の御覽を記附御旨の廣告は

# 文部省検定済報告

新刊  
發兌

東京市日本橋區  
本石町三丁目

金昌堂

東京市神田區  
小川町一番地

金昌堂支店

新刊  
からすなる帖

上卷 十八錢  
下卷 二十錢  
郵稅 各四錢

女子書翰文

上卷 廿五錢  
下卷 廿八錢  
郵稅 各四錢

新刊

大井川行幸の序

(明治三十六年十二月十七日文部省検定済)  
全一冊 定價 金十六錢  
郵 稅 金 四 錢

各者今回文部省所定の教授細目に準據して編書せられたるものにして高等女學校并に同程度の女學校用教科書として最も適切の良書なり

新刊

高等女學校習字帖

全四冊 卷 四 定價 金十八錢  
郵 稅 各 金 四 錢  
自卷一至卷三 定價 各金十五錢

女子高等師範学校嘱托岡田起作先生編并  
(明治三十六年十二月十八日文部省検定済)

(明治三十六年十二月十七日文部省検定済)

◎發賣豫約廣告

赤穂義士銘々傳

全一冊

實費拾五錢

信夫恕軒先生講演

(五厘郵券代用諾)

右は本會講談會にて講演せるものにして今二月終了す依て一書と爲し實費を以て廣く讀者に頒たんとするに申込者多きを以て更に申込期日を延へ部數を増刷し廣く需めに應す豫約希望者は三月十日迄に本會事務所へ申込するへし期限後は一部定價金廿五錢を申受けたる者とす凡そ百頁總振假名文章平易事實正確歴史修身の教授上及家庭用として好参考書たり

本年四月入學せしむべき學校私費家事專修科生徒凡三十名募集候に付き入學志願者は來三月二十日までに願出づべし尙詳細は二月八、九兩日の官報若くは學校に就き承知すべし

明治三十七年二月

東京市役所内

東京麹町區有樂町

東京市教育會

女子高等師範學校

生徒募集

女子高等師範學校教授 東基吉君著

# 幼稚園保育法

定價 七拾錢

郵稅 六 錢

フローベル氏肖像及手技彩色圖形入り製本美麗

幼稚園教育のこと近來漸く盛なるに至りたりといへども悲しいかな之が原理方法等につきて詳細に記述したる書籍なきを以て日々斯業に從事せる保育者其人於ても更に進んで研究發明の参考に資するものなく殊に新に斯道に從事せんと欲する人於ては遂に以て保育の何たるを知るに由なく爲めに百事日新の時に當り幼稚園のみ遅々として獨り舊觀を改めざるが如き有様なるは實に我國教育界的一大恨事といふべきなり。

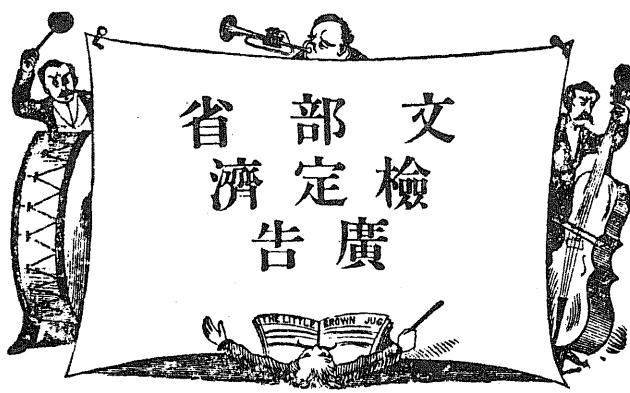
本書は著者が多年實際につきて研究推敲せられたる結果になりたるものにして先づ筆を一般教育より起して家庭教育學校教育を詳述し次いで幼稚園の必要保育の要旨保育の事項方法等其他一切幼稚園に關する實際の事項は勿論フローベルの傳記學說等に至るまで一々明瞭に記述して餘す所なく殊に附錄として幼稚園の設備をも添えたれば何人も本書に由りて幼稚園の原理と實際とに通ずるを得べく幼稚園保育者は勿論小學校教師并びに特に家庭の教育に心を用ゐらるゝ人々に取りては必讀無二の良書といふべし。乞ふ讀々御注文の榮を賜はらんことを

發行所

目黒書店

東京市京橋區南傳馬町二丁目五番地

(號參第卷第四第もど子と婦人(行發日五月三日行發)三年七十三治明)



文檢部定廣告

發行以來唯一の完全なる唱歌教科用書となる非常なる大喝采をして非常なる大喝采を博し僅々數ヶ月間に三版發行の盛運に會したる本書は今回其生徒用教師用と共に文部省の検定を経て更らに其真價を發揮するの榮を得たり從來文部省檢定済しして世に刊行せられたる本書は皆悉く教員用即ち教師の参考書たるのみにして許可せられることなし。即ち歌集は皆悉く教員用即ち教師の参考書たるのみにして許可せられることなし。即ち歌集は皆悉く教員用即ち教師の参考書たるのみにして許可せられることなし。

該科の実力にて検定を経て生徒用即ち教科の授業書となる。本書其の點に於けることは實に本書其の點に於けることは實に

郵券貳圓  
御送附

目錄進呈

○右の外兩用風琴、吹奏琴、ハーモニカ、フラージョ

太鼓  
保險  
學校用一組拾參

金貳圓以上  
横笛金壹圓以上

手風琴  
參拾圓迄各種

定價金拾六圓五拾錢  
以上金貳百圓迄

○レット其他各樂器並に和洋音樂附屬品各種  
ピアノ、オルガン、調律修繕

唱歌教科書  
文部省檢定済

郵稅一冊に就き金四錢

全四冊 第四卷定價金十八錢

金參百圓以上  
八圓以上百五拾圓迄  
各種  
樂隊用樂器  
洋琴  
金千圓迄

各種  
大太鼓金貳拾圓以上  
小太鼓八圓半以上  
シンバル  
コルネット、トロンボン等  
金貳拾圓以上百六拾  
圓迄

鼓隊用樂器

太鼓金貳拾圓以上

橫笛金壹圓以上

以上金貳百圓迄

各種

益共社樂器店

東京市橋京地番三十町川竹

(ヨキ號略信電)  
(番九廿百五橋新話電)

明治三十四年二月六日內務省物許可